

## 西都 de 管理職ナイトを開催しました

西都 de 管理職ナイトは、西都市教育委員会と宮崎大学教育学部附属教育協働開発センターの協働事業であり、本学教職大学院の広報活動に位置づくものでもある。第1回目の講座は、2023年5月25日(木)17:30-18:30に、本学大学院教育学研究科の湯田拓史准教授を講師として、Zoomによる遠隔リアルタイム方式で行われた。

Well-Being 実現に向けての前提条件となる、危機管理能力の向上を目的とし、学校保健安全法といじめ防止対策推進法の説明と実例演習が行われた。講義では、危機管理に通底する「予見可能性」をキーワードとして、事例に基づいて教育公務員として求められる危機管理のあり方を理解するものとなった。

講義の概要は、以下の通りである。

学校保健安全法で定められている「安全の確保」には、通学路も含まれる。避難経路における安全確保も、学校の責任である。児童生徒等の安全の確保を図るためには、保護者との連携を図るとともに、警察署などの連携も求められている。

感染症対策としての公立学校休業措置及び解除の判断は、市町村教育長にある。

危険等発生時対処要領、いわゆる危機管理マニュアルは、常に点検し更新していく必要がある。

講義のキーワードは、「予見可能性」だった。

部活動で引率先の練習試合中に児童生徒が落雷にあった場合、落雷を予見できなかった引率者である顧問の教員と練習試合を企画した市町村の体育協会の責任となる。雨天中止の原則を徹底するとともに、引率教師は、雷雲を認識し、落雷を予見しなければならない。

予見可能性が問われる安全確保に関して、落雷以外には、雪崩、土砂崩れなどが考えられるが、自殺も熱中症も問われてくる。いじめのよる重大事態として取り扱うということが、予見しているということになるが、重大事態に至る前でも、予見可能性は問われている。さらに、部活動、修学旅行等については、国が学習指導要領の文言から外したという点で、すでに免責をしているということになり、市町村教育委員会や学校のみ、責任が課されてくる場合があることに注意が必要である。

教職大学院教職高度化コースの教育行政・学校経営分野では、MBA(経営学修士課程)で実践されているケースメソッド方式の授業をとりいれている。これは実例に基づきながらも模範解答を求めめるのではなく、他の参加者の発想や考え方を知ることによって、それまで自分が考えつかなかった解決方法を導き出す手法である。本研修講座でもケースメソッド方式の一部を取り入れることで、参加者が様々な角度から問題の本質をつかめるように工夫している。

キーワード  
 ✓ 予見可能性  
 ✓ 重大事態

内容  
 1. 学校保健法 + α 実例演習  
 2. いじめ防止対策推進法

Well-Being 実現に向けての  
 前提条件・危機管理能力向上

目的

1. 学校保健安全法の概要

POINT  
 ・ 規定している範囲が広い  
 ・ 2009年法改正  
 ・ 学校安全分野条項追加

第1条 目的  
 健康の保持増進 安全の確保

頻出ワード  
 広域 通学路

第5条 学校保健計画の策定等

第7条 保健室 ※ 必置

第10条 地域医療機関との連携

救急措置 学校 病院  
 健康相談

第13条 児童生徒等の健康診断

第19条 20条 コロナ感染症対策  
 少数の場合 校長判断で出席停止  
 多数の場合  
 → 公立学校休業措置・解除 市町村教育長の判断

第27条 学校安全計画の策定等  
 PLAN  
 日々の安全点検  
 危機管理マニュアル

第29条 危険等発生時 対処要領の作成等  
 更新 点検

第30条 地域の関係機関との連携  
 警察 コミュニティ

第18条 保健所への連絡と協力要請  
 (学校保健安全法施行令第5条)

第28条・29条 学校保健安全法施行規則  
 通信機器 移動できないもの

POINT  
 学校保健安全法施行規則第18条  
 感染症の種類  
 第1種 第2種 第3種  
 鳥インフル対策  
 鳥インフル対策 → コロナウイルス理解しておく

2. いじめ防止対策推進法

宮崎県での対策の特徴: 重大事態に至らぬように、積極的にいじめの認知をすることで、軽微なうちに問題解決を図る方針

第2条 いじめの定義  
 物理的 精神的  
 当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

第8条 学校及び学校教職員の責務  
 いじめの防止 早期発見  
 適切かつ迅速に対処する責務

第28条 「重大事態」の定義  
 WHAT? 原因?  
 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている  
 の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた  
 疑いがあると認めるとき

演習問題 (20年前の事業)  
 Q 部活動で引率先の練習試合中に児童生徒が落雷にあった場合、落雷を予見できなかった引率者である顧問の教員と練習試合を企画した市町村の体育協会の責任となるか否か。  
 雷雲の予見可能性  
 顧問 市町村体育協会  
 雪崩 土砂崩れ 自殺 熱中症

第14条 いじめ問題対策連絡協議会の設置  
 法務局 教育委員会 警察 児童相談所

第17条 国と地方公共団体による専門機関との体制の整備  
 関係府庁 学校 家庭 地域社会 民間団体  
 指導 防止対策 支援 助言  
 いじめにいたる児童 いじめを受けた児童  
 POINT ① 被害者側の主観がクローズアップする 人情

演習問題 次の文章の内容は正しい?  
 Q1. 軽微ないじめについては認知が必要であるが、いじめ防止対策推進法上はとくに対処することは求められていない  
 Q2. 日常的な言い争いなど客観的には被害がえいと思われ場合でも、児童又は生徒が心身の苦痛を感じたと主張し長期欠席に場合、学校の設置者又は学校は重大事態として調査を行わなければならない